

委託証券会社における所属金融商品仲介業者に 対するコンプライアンス管理高度化に向けて

2021年12月17日

第7回セミナー



一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

1. 本取組みの背景

- 委託証券会社においては、各社が独自にコンプライアンス体制を構築し、所属する金融商品仲介業者の監督を行っているが、基本的に**自社との取引に関する管理に留まり**、他の委託証券会社の取引を含めた総合的な取引管理は、金融商品仲介業者の自主管理に委ねられている
- こうした中、管理項目によっては、各社でコンプライアンス管理水準に違いがあり、業界内では、**自らの収益追求を優先する金融商品仲介業者がコンプライアンス管理の緩い委託証券会社に流れることを懸念する声がある**
- 金融商品仲介業の信頼性向上のためには、**委託証券会社間で所属金融商品仲介業者に対するコンプライアンス管理の目線を合わせる必要があると認識**
- 2021年7月より、ファイナンシャル・アドバイザー協会が音頭を取り、**協会に加入する委託証券会社（8社）に定期的に集まって頂き、毎回特定の項目について、各社持ち回りで足元の管理状況を開示し、それを踏まえて、求められる目線について意見交換を実施**

2. これまでの確認項目

1. 自己勘定取引管理
2. 高齢者取引管理
3. 通話録音検証（勧誘・受注状況）
4. 乗換取引（短期売買）管理
5. 業務委託契約に係る審査
6. 監査手法

【ご参考－今後の確認項目候補】

- ① 顧客の相談・苦情対応、② マネー・ロンダリング等防止対策、③ 顧客属性確認 など



【自己勘定取引管理】

- モニタリング対象保有期間の下限設定の検討
(1ヶ月以内など)
- 所属証券会社以外での証券口座開設不可とする規則の検討
- 罰則基準の策定、事前申請・承認制の検討

【高齢者取引管理】

- 勧誘留意対象商品の拡充の検討（日株・外株など）
- 家族同席・同意の要否の検討
- 金融商品仲介業者に加え、委託証券会社による事前・事後確認の徹底
- 対象者の特定（会社経営者、役員等で属性や投資意向を把握している高齢者の除外など）

【通話録音検証（勧誘・受注状況）】

- 通話録音対象取引の拡充の検討
（株式のほか、債券、投信など）
- 通話録音対象機器の拡充の検討（携帯電話）
- 通話録音記録の管理強化
（永久保管の上、委託証券会社あて（全件・抽出）提出）
- 通話録音記録の確認強化
（IFAに加え、委託証券会社でも（抽出）検査実施）
- 日報への通話録音実施の記載励行の検討

3. 項目別確認ポイントーその④

【乗換取引（短期売買）管理】

- 投信における同一カテゴリー内での乗換制限の検討（乗換禁止など）
- 乗換取引の確認強化（他社で保有している商品からの乗換や業態間取引（保険⇔投信など）の乗換えについて、IFAの管理状況を委託証券会社にて確認）
- 顧客注文による短期売買・乗換時の顧客あて意思確認の徹底
- 売り止めの管理強化（顧客の売買意思の確認の徹底など）₇



【業務委託契約に係る審査】

- 人的チェック、財務チェックの厳格化
（経営者ヒアリングの徹底、処分履歴の確認、債務超過時の解消目途の確認）
- 事業の継続性チェックの徹底
（（潜在性も勘案した）顧客基盤の確認）
- 重層・多面的なチェック体制
（書面審査、複数回の面談（フロント、ミドル担当による））

【監査手法】

- （個別取引等の）常時モニタリングと定期的な監査の励行（金融商品仲介業者の3線チェックも活用）
- 事前のリスクプロファイリングによる監査の対象先や重点項目（顧客勧誘体制、適合性確認、取引後のアフターフォロー、反社・マネロン管理など）の洗い出しの励行、頻度の決定（高リスク先の頻度を高めるなど）
- 監査要員の十分な確保（外部委託業者の活用、監査経験者の育成など）

【ご参考】 合同検査に係る考察

効率よく包括的にコンプライアンスチェックを行うためには、

- 業界においてモニタリングや検査に係る**統一基準を定め**、
- 各委託証券会社より委託された**中立的な第三者機関が合同検査を実施**する
といったことも考えられる



検討事項

- ✓ 統一基準をどの程度定めるか（別途、個社基準を定める必要）？
- ✓ IFA、委託証券会社において管理システムが異なる中、検査用データをどのように取り揃えるか？
- 中立的な第三者機関の存在？（FA協会が担う？ 外部委託？）
- 費用をどのように分担するのか？
- 検査結果に対する責任は誰がどのように負うのか？



一般社団法人

ファイナンシャル・アドバイザー協会

The Financial Advisors Association of Japan

<https://www.faa.or.jp/>

「FA協会」で検索いただけます。



左記QRコードの読み取りで、協会のホームページにアクセスできます。